

特命随意契約理由書

954

件名	都市計画道路 補助線街路 55 号線 都市計画変更図書の作成業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、平成 28 年 3 月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、見直し候補路線となった都市計画道路補助線街路 55 号線（以下「対象路線」という。）について、平成 31 年度から令和 3 年度までの都市計画道路の見直しに関する調査・検討やその後に行った関係機関及び関係権利者との協議・調整を踏まえて、対象路線に係る都市計画道路の変更に向けた都市計画図書の作成を行うものである。
選定理由	<p>下記業者は、平成 31 年度に公募制指名競争入札により、都市計画道路実態調査・沿道地域に関する調査検討業務を受託し、令和 2・3 年度には都市計画道路の見直しに関する検討及び都市計画変更策定業務を行い、対象路線に係る都市計画道路の変更に向けた具体的な検討、及び関係行政庁との協議・調整を行った。</p> <p>本業務は、令和 3 年度に作成した都市計画図書の検討と調整を踏まえた修正であるため、対象路線に係る都市計画図書の協議資料の作成を行った下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 国際航業株式会社東京支店</p> <p>住所 東京都新宿区北新宿 2-21-1</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 9 日
※ 契約金額	1,694,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から 令和 6 年 3 月 29 日
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

953

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（2月分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和6年1月9日
※契約金額	2,135,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和6年2月1日から令和6年2月29日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

984

件 名	町名由来板の修繕(淡路町一丁目外7件)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、経年劣化等により損傷した複数の町名由来板を効率的に修繕するため、一括で修繕業務を委託するものである。
選 定 理 由	<p>今回修繕対象の町名由来板について、設置場所周辺の最新（2023年）版の地図データが必要となる。これについて、下記業者は当該地図データの著作権を有しており、他社から借り受ける必要がないため、コストの面で有利である。</p> <p>また、同様に設置場所周辺の1856年当時の地図データが必要となるが、下記業者は同年の地図データの著作権も有しており、他社がそのデータを利用することを認めていない。</p> <p>以上の理由により、下記業者以外では本業務の目的を達成することができないため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社ゼンリン</p> <p>住 所 千代田区西神田一丁目1番1号 オフィス 21ビル4階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 26 日
※ 契約金額	2,970,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

972

件名	浴室ろ過装置修理
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者総合サポートセンターの浴室ろ過装置に部品劣化に伴う故障発生の恐れがあるため、当該部品の交換修理を行う。
選定理由	<p>高齢者総合サポートセンターの浴室ろ過装置（以下本装置という）の保守業務は下記事業者が行っている。</p> <p>下記事業者は本装置製造メーカーと本装置の定期メンテナンス契約を締結しており、本定期メンテナンス契約に基づく修理を依頼することで一般に修理を依頼するより優先的、安価に修理を受けることができる。</p> <p>本装置が故障すると毎日多くの利用者がいる浴室の利用ができなくなるため、できるだけ早期の修理が望ましいが、利用者への影響を最小限に抑えるには月1回の休館日に行う必要があり、修理日について早期の日程調整を行う必要がある。</p> <p>更に日常の保守業務を行っている同社を通して修理を行うことで、修理後のメンテナンスについても万全を期すことができる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 総合警備保障株式会社 城西支社</p> <p>住所 東京都中野区中央一丁目38番1号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 15 日
※ 契約金額	880,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

992

件名	カードリーダー交換作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区役所本庁舎の低層階エレベーター内カードリーダーの反応不良の為、附室のカードリーダーと交換・調整作業を委託する。
選定理由	下記事業者は、第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎の今年度の建築設備管理業務を受託しており、該当カードリーダーの点検等も行っている為、作業に関しての手配、又アフターサービスや不具合等が発生した際の迅速な対応が期待できる。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	株式会社シミズ・ビルライフケア 東京都中央区京橋二丁目10番2号 め利彦ビル南館
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 23 日
※ 契約金額	2,451,900 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1014

件名	人事情報総合システムにかかる運用保守
種類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	職員の人事管理及び勤務実績の集約により給与計算等を行う本システムを、正常かつ安定的に稼働できる体制を全庁に提供するため、本システムの保守委託を行う。
選定理由	人事情報総合システムは、下記事業者により情報システム課内の仮想サーバ上に構築した情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、保守できるのは、本システムを設計開発し、知的所有権を有している下記業者のみである。また、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：富士通 Japan 株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地：東京都港区東新橋1-5-2
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 1 日
※ 契約金額	8,190,105 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年1月1日から令和6年3月31日まで
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

991

件名	戸籍法改正に伴う戸籍コンビニ交付工程試験対応
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	戸籍法改正に伴う戸籍証明書の記載例の変更について、コンビニ交付で出力される証明書が正しく出力される事を確認するため、所定の工程試験を行う。
選定理由	<p>戸籍システムの導入は、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定（平成10年8月7日付千地戸発第176号）され、本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>本件業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、直接的なシステム操作やサーバーへのアクセスが必要となるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎1-2-1</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 22 日
※ 契約金額	715,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

995

件名	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎で使用するガスの供給について（令和6年3月～令和7年2月）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	/
概要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎で使用するガスの供給
選定理由	当案件について、入札不調後に最終保障供給約款に基づいてガス供給を受けているが、この庁舎のガス設備にあったガス供給契約をすることにより、競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	東京瓦斯株式会社 東京都港区海岸 1-5-20
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 26 日
※ 契約金額	22,287,013 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年3月1日（金）から令和7年2月28日（金）
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	黄色い帽子の購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	登下校の安全確保のため、新入学児童及び新入園児の通学(園)用として、黄色い帽子を購入する。
選定理由	当案件について、令和6年1月29日に公募制指名競争入札を行ったが、予定価格内の応札がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 協同組合 東京帽子協会 住所 台東区浅草橋5-25-7
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 30 日
※ 契約金額	1,534,500 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 3 月 31 日
担当課	子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	神田保育園等施設 ヒートポンプ給湯器整備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田保育園・淡路にここフォーユープラザの屋上に設置してあるヒートポンプ給湯器について、経年劣化により各部品が消耗し、点検で不備が指摘された。本施設の給湯を担っている当該機器に不具合が起きた場合、支障が大変大きいことから、当該機器の内部清掃及び整備の業務を行う。
選定理由	製造者固有の機器に係る内部清掃・整備業務のため、その機器の構造や特性に熟知している者でなければ、本業務の確実な履行は不可能である。下記業者は、該当機器の製造メーカーであり、本設備を熟知している。さらに、機器の整備にあたっては、製造メーカーとしての技術規定に準じて作業を行うため性能と安定性が保持される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社日本イトミック 住所 東京都墨田区押上1-1-2 東京スカイツリーイーストタワー24F
※ 契約年月日	令和 6年 1月 9日
※ 契約金額	2,051,500 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	PMO 神田須田町 (2~4階フロア) 設え変更業務
種類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	PMO 神田須田町 (2~4階フロア) については、児童・家庭支援センターの一部並びに教育研究所及び白鳥教室が入居する予定である。各エリアの執務及び教室環境を整えるため、内装等に係る設え変更業務を委託する。
選 定 理 由	PMO 神田須田町は、他のテナントも含め館内規則において、委託・工事に関わらず一定の工事・作業等を実施する場合は、オーナー指定の事業者が実施すると定められている。 本件業務においても、躯体に係る部分や共有部分にも一部手を加える作業が想定されるため、館内規則に基づき指定業者との契約が必要となる。 下記業者は、PMO 神田須田町のオーナーである野村不動産(株)の指定業者であるため、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 野村不動産パートナーズ(株) 建築事業本部 住 所 東京都新宿区新宿 5 丁目 14 番 6 号
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 17 日
※ 契約金額	138,160,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から 令和6年3月31日 まで
担 当 課	子ども部 子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	Azure OpenAI Service 構築業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	今後、千代田区の展開としてβモデルの移行に伴い、SaaS サービスをより活用していく方針を検討している。その推進の一環として、生成 AI (Azure OpenAI Service) を導入し、環境構築及び庁内展開をすることで、行政業務の効率化を目的としている。本件は、生成 AI (Azure OpenAI Service) の導入に伴い要件定義、基本設計、構築、テストを実施するものである。
選定理由	<p>下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。</p> <p>全庁 LAN 関連機器 (MS365 の環境を含む。) の構築・設定を行う事業者は、全庁 LAN システムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁 LAN システム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 / 月 22 日
※ 契約金額	3,630,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区立お茶の水小学校・幼稚園 ICT 機器移設作業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	仮校舎に設置されている機器を新校舎へ移設し、ICT 環境整備を行う。
選定理由	区立小中学校 ICT 学校教育システムのサポート・保守業務について、令和 2 年度に実施した公募型プロポーザル（令和 3 年 3 月 17 日、2 千子指導発第 999 号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者が ICT 学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件、ICT 機器移設作業は ICT 学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の ICT 学校教育システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所在地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 22 日
※ 契約金額	14,857,480 円
契約期間	契約締結日の翌日～令和 6 年 3 月 31 日
担当課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	保育施設従事者向け研修動画の制作及び配信業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	多くの保育施設関係者が、時間や場所を問わず多彩なテーマの研修を受講することができるよう、千代田区内の保育・教育関連企業と連携して、映像研修を新たに導入する。より多くの保育者が、様々な段階に応じた保育技術や知識を深めていくことで、保育現場で働く職員の専門性と資質向上を図り、より質の高い保育の提供につなげる。同時に、集合研修によらない形で研修を受講することができ、かつ、ペーパーレスの研修体系を実現させることで、DX推進を図る。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年1月15日付5千子支発1076号 令和5年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第8条第1号 3 継続年数 初年度 4 評価 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：株式会社保育のデザイン研究所 所在地：神奈川県藤沢市朝日町10-7 森谷産業旭ビル4階
※ 契約年月日	令和6年1月22日
※ 契約金額	1,380,170円
委託期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	子ども部子ども支援課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1016

件名	お茶の水幼稚園及び小学校全庁 LAN 機器移設業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区庁外拠点の「お茶の水幼稚園・小学校」にて校舎建て替えに伴い仮校舎から新校舎へ移転する際の NW 設定業務及び配線敷設作業を実施する。
選定理由	<p>下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。</p> <p>全庁 LAN 関連機器 (MS365 の環境を含む。) の構築・設定を行う事業者は、全庁 LAN システムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁 LAN システム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部</p> <p>所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 1 月 29 日
※ 契約金額	3,190,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1035

件名	入札不正行為の再発防止対策等に関する調査等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続きに際し、事業者に入札情報を漏らしたとして、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）」に違反した容疑で、元千代田区議会議員及び元千代田区職員が逮捕された。これを受け、当該事案の発生要因を調査し、その結果の報告を求める。
選定理由	<p>下記弁護士は、公安調査庁長官、福岡高等検察庁検事長、名古屋高等検察庁検事長などを歴任し、2020年から弁護士活動を行っている。検事等多岐にわたる経験が豊富であることから、刑事事件についても精通している。官製談合防止法違反事件への対応や不正防止方策に関する知識と経験も豊富であり、行政に関する訴訟及び行政手続きについても熟知している。</p> <p>本件については、類似する不正行為が二度と行われぬよう客観性と公平性をもって調査検証できる豊富な知識と経験を持った弁護士の支援が不可欠である。</p> <p>上記の要件を満たす弁護士は限られることから、下記の者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 弁護士 野々上 尚</p> <p>所在地 中央区京橋2-12-3 京橋センタービル6階 上田廣一法律事務所</p>
※ 契約年月日	令和6年1月29日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">6,000,000</p> <p>※総単価契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和6年1月29日から令和6年3月31日
担当課	政策経営部 総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。